



Vol.7

弁護士 平野剛
杜若経営法律事務所

★脳・心臓疾患の労災認定基準の改正

弁護士の平野剛です。今回は、9月14日に改正された脳・心臓疾患の労災認定基準(令和3年9月14日基発0914第1号、以下「新基準」)の概要について、簡単にご紹介します。

1 改正経過

従来、労働基準監督署は、脳血管疾患及び虚血性心疾患が業務による過重負荷を原因とするものか否か(業務起因性)について、平成13年に策定された認定基準(平成13年12月12日基発第1063号、以下「旧基準」)により判断してきました。昨年8月に「4」で述べる事項が追加された以外は約20年間変更がありませんでしたが、今般、専門検討会における検討を経て改正されました。

2 対象疾病

対象疾病として取り扱われるのは、脳血管疾患(脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症)、虚血性心疾患等(心筋梗塞、狭心症、心停止、重篤な心不全、大動脈解離)で、このうち「重篤な心不全」が新基準で追加されました。

3 認定要件

(a)長期間の過重業務、(b)短期間の過重業務、(c)異常な出来事のいずれかによる明らかな過重負荷を受けたことにより発症した対象疾病は、業務に起因するものとして扱われます。この点は旧基準から変更はありません。

実際には(a)長期間の過重業務が問題となるケースが多いため、以下では主にこの点の具体的判断に関する新基準の概要をご説明します。

(1) 労働時間

旧基準と同様、労働時間は「疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因」と位置付けられ、以下のとおり評価されます。

- ① 発症前1か月間に100時間、発症前2～6か月間で1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合、業務と発症との関連性が強い
- ② 時間外労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性は強まる
- ③ 発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

(2) 労働時間以外の負荷要因の総合評価

旧基準では、労働時間以外の負荷要因は「十分検討すること」とだけ指摘されていましたが、新基準では以下の言及がされています。

- ・ (1)の①の水準には至らないがこれに近い時間外労働が認められる場合、特に他の負荷要因の状況を十分に考慮し、そのような時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関連性が強いと評価できる
- ・ 労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮するにあたっては、労働時間がより長ければ労働時間以外の負荷要因による負荷がより小さくとも業務と発症との関連性が強い場合があり、また、労働時間以外の負荷要因による負荷がより大きければ又は多ければ労働時間がより短くとも業務と発症との関連性が強い場合がある

(3) 労働時間以外の負荷要因の内容

新基準では旧基準から項目の整理や追加がされ、(ア)勤務時間の不規則性(拘束時間の長い業務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)、(イ)事業場外における移動を伴う業務(出張の多い業務、その他)、(ウ)心理的負荷を伴う業務、(エ)身体的負荷を伴う業務、(オ)作業環境、という項目が負荷要因として挙げられています。また、負荷要因の評価手法が具体的にされた部分もあります。

このうち、「勤務間インターバル」は新たに追加されたもので、「睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルが概ね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること」とされています。

「身体的負荷を伴う業務」も新たに追加され、その中には、「当該業務が日常業務と質的に著しく異なる場合にはその程度(事務職の労働者が激しい肉体労働を行うなど)の観点から検討し、評価する」という記述もあります。

また、「心理的負荷を伴う業務」については、別表1「日常的に心理的負荷を伴う業務」と別表2「心理的負荷を伴う具体的出来事」でその内容と負荷の程度を評価する視点が示されています。別表2では、出来事を7類型(心理的負荷による精神障害の認定基準の別表1の「具体的出来事」と同様の類型)の24項目に細分化して評価視点が示されています。

(4) (b) 短期間の業務過重性の評価方法の例示

短期間の業務の過重性の評価方法において、「発症前概ね1週間継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合等(手待ち

時間が長いなど特に労働密度が低い場合を除く。)には、業務と発症との関係性が強い」という記述が追加されています。

4 複数業務要因災害

複数の事業における負荷が疾病の要因となっている場合の検討方法については、昨年に旧基準に追加されましたが、重要なものなので紹介します。

まず、(a)長期間の過重業務、及び(b)短期間の過重業務の過重性の検討に当たっては、異なる事業における労働時間を通算して評価し、また、労働時間以外の負荷要因については、異なる事業における負荷を合わせて評価することとされています。

他方、(c)異常な出来事については、「これが認められる場合には一の事業における業務災害に該当すると考えられることから、一般的には異なる事業における負荷を合わせて評価することはないものと考えられる」とされています。

5 労災が認められやすくなる？

今回改正された新基準の内容は、個人的には大きな違和感のないものです。

令和2年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数の内訳をみると178件のうち17件は、月平均の時間外労働時間数が60時間以上80時間未満のケースで、旧基準のもとでも、労働時間が3(1)①の水準に達していないケースでも一定程度、業務起因性が認められていました。新基準のもとでは、より柔軟に判断されて業務起因性が認められやすくなるようになるとも思われます。業務起因性が認められると事業主の損害賠償責任も肯定されやすくなる傾向にあります。事業主としては、今回の新基準を一つの参考にして、業務災害が発生しないように負荷要因の軽減に向けて取り組むことが望まれます。